

大宮公園園地管理業務委託 特記仕様書

(趣旨)

第1条 この特記仕様書は、大宮公園園地管理業務委託に関して適用するものとし、特に定めのない事項については、埼玉県土木工事共通仕様書等によらなければならない。
実施に当たっては、関係する法令、条例及び規則等を遵守する。

(適用)

第2条 この特記仕様書は、次の業務に適用する。

業務委託名：大宮公園園地管理業務委託

業務箇所：大宮公園／さいたま市大宮区高鼻町地内

(業務委託の内容)

第3条 業務委託の内容は、次のとおりとする。

- (1) 仕様書のとおり、園内、野球場、双輪場、水泳場、小動物園、体育館跡地、弓道場、日本庭園について除草や剪定等を行う。
- (2) 除草や剪定等を行う時の具体的な時期については施設の利用状況や提案事項に基づいて、別途監督員と協議のうえ決定する。

(積算条件)

第4条 雜草等の運搬処分先は(有)太盛（住所：埼玉県さいたま市浦和区大原5-12-1 運搬搬距離：3.0km）を想定している。

2 汚泥の処分先は、野崎興業(株)（住所：埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字志久4408 運搬距離：10.3km）を想定している。

(提出書類関係)

第5条 提出書類は、業務計画書・工事写真帳・出来形管理図・作業実施面積計算書を次の要領で作成するものとする。

- (1) 業務計画書には、委託概要、計画工程表、現場組織表、安全管理、指定機械、作業方法、作業管理計画、緊急時の体制及び対応、環境対策、現場作業環境の整備について記載すること。
- (2) 月間工程表を作成し、毎月の予定及び実施工程表を提出すること。
- (3) 作業写真は、カラー写真とし、業務内容・実施状況がはっきり確認できるように着工前・着工中・着工後を同一箇所で撮影し、撮影年月日を記入した黒板を入れること。

- (4) 作業実施面積計算書は工種別に、集計表・展開図・写真撮影位置図を作成すること。
- (5) 現場作業と提出書類作成は並行して行い、作業終了後は速やかに提出すること。

(その他)

第6条 作業期間中は公園利用者に危険の無いよう十分配慮し、安全確保に努めなければならない。また、公園利用者等からの意見や苦情、重大な事故が発生した場合は、直ちに監督員に報告しなければならない。なお、受注者の過失により公園利用者等に被害を及ぼした場合は、受注者の負担により問題解決するものとする。

- 2 作業は、施設、樹木等を損傷しないように十分注意して行う。万一損傷した場合は受注者の負担において原形に復する。
- 3 作業用の機器類は、現場に適したものを使用し、機械の使用者は機械を熟知している人が行うものとする。また、監督員が不適当と認めたときは、取替えを指示することがある。
- 4 作業を行う際の作業員の服装は、作業に適したものとし、作業中は保護具（安全靴、保護メガネ、手袋等）を着用すること。
- 5 この特記仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合には、監督員と協議して定めるものとする。